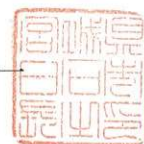


都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに白石市長に意見書を提出することができる。

令和 7年10月24日

白石市長 山 田 裕



1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 仙南広域都市計画道路

(2) 名称 3・4・1号 沖の沢郡山線、3・5・10号 威徳寺前大橋線

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

(1) 追加しようとする土地の区域

大平森合字権現、同字鹿ノ前、同字上鹿野前の各一部

大平中目字日影、同字太平脇の各一部

上久保の一部

(2) 廃止しようとする土地の区域

大平森合字鹿ノ前、同字上鹿野前、同字下鹿ノ前の各一部

大平中目字太平脇、同字北六反町、同字六反町の各一部

上久保の一部

3 縦覧場所

白石市役所(建設部都市創造課)

4 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月7日まで

5 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。